

本国官庁への手続

(本国官庁としての日本国特許庁に対する手続、 法第68条の2～第68条の8)

第2章 国際登録出願の手続の一般原則

第1節 国際登録出願の出願人の適格要件

1. 出願人適格

本国官庁としての日本国特許庁に、国際登録出願をする資格を有する者。[法第68条の2]

(1) 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する外国人であつて、日本国特許庁に係属している自己の商標登録出願又は防護標章登録出願、若しくは自己の商標登録又は防護標章登録を有する者。

(2) 2名以上による共同出願は全員が上記の要件を満たしていること。 [規則8(2)]

【出願可能例:◎】

- ① 基礎出願Aが出願人2名(甲:日本国民、乙:日本国民)による共同出願の場合
国際登録出願・・・A:甲、乙
- ② 基礎出願が複数「A、B」で、出願人(甲:日本国民)の場合
国際登録出願・・・A+B:甲

【出願不可例:×】

- ① 基礎出願Aが2名(甲:日本国民、乙:外国人※)による共同出願の場合
※乙:日本国内に住所・居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人
国際登録出願・・・A:甲、乙
- ② 基礎出願Aが2名(甲:日本国民、乙:外国人※)による共同出願の場合
※乙:日本国内に住所・居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人
国際登録出願・・・A:甲による単独出願(乙を除外)
- ③ 基礎出願が複数A、Bで、A:甲、B:甲+乙の場合
国際登録出願・・・A+B:甲による単独出願(乙を除外)

第2節 国際登録出願の方法

1. 国際登録出願の言語

願書の作成に当たっては、英語を使用しなければなりません。

2. 国際登録出願の方法

国際登録出願は、以下の(1)または(2)のいずれかの方法で出願することができます。

(1) 願書【MM2】様式による書面出願

国際登録出願の願書【MM2】を作成し、書面で特許庁に提出する方法です。手続の詳細については、第3章「国際登録出願時の手続(【MM2】様式による書面出願)」を参照してください。 [法第68条の2、法施規第2条第16項]

(2) Madrid e-Filingによるオンライン出願

WIPOが提供するWebサービス「Madrid e-Filing」において、願書に記載すべき事項を入力し、オンラインで特許庁に提出することができます。Madrid e-Filingによる国際登録出願の手続については、以下の特許庁ホームページの記載及びホームページに掲載の「Madrid e-Filingユーザーガイド」を参照してください。

[法第68条の2、法施規第2条の2]

Madrid e-Filingによる国際出願手続:

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/wipotouser/wipo_madrid_efiling.html

(注) Madrid e-Filingによる国際登録出願の場合、「日本国特許庁への手数料納付書」、「標章を使用する意思の宣言書【MM1 8】」、「優先順位的主張【MM1 7】」は、いずれもMadrid e-Filingの画面において手続を行いますので、別途、特許庁への提出は不要です。

3. MM2様式による書面出願と「Madrid e-Filing」によるオンライン出願の手続の相違点

	MM 2 (書面出願)	Madrid e-Filing (オンライン出願)
願書作成のための 事前準備	MM 2 様式のダウンロード	WIPO アカウントの作成
願書の作成方法	MM 2 様式にタイプ打ちして 願書を作成	Madrid e-Filing 画面上で入力
願書の提出方法	以下のいずれかの方法で 特許庁に提出 ・ 窓口 (A4用紙に片面印刷) ・ 郵送 (A4用紙に片面印刷) ・ 電子特殊申請 (A4の PDF)	Madrid e-Filing から提出 (手数料の納付手続完了後、 自動で特許庁に提出されます)
日本国特許庁の手数料 の納付方法	手数料納付書の特許庁に提出 ※電子特殊申請によりMM 2 願書 を提出する際、同時に手数料納付 手続をする場合は、手数料納付書 の提出は不要です。	Madrid e-Filing 上で納付手続 (WIPO に支払う手数料と まとめて納付)
WIPO に支払う手数料 の納付方法	銀行振込または WIPO 予納口座 (MM 2 で納付方法を記載)	Madrid e-Filing 上で納付手続 (銀行振込、クレジットカード、 WIPO 予納口座、PayPal 利 用可)
標章を使用する意思の 宣言書【MM 1 8】	特許庁に提出	Madrid e-Filing 上で作成 (MM 1 8 の提出は不要)
優先順位的主張 【MM 1 7】	特許庁に提出	Madrid e-Filing 上で作成 (MM 1 7 の提出は不要)
特許庁からの不備理由 通知に対する応答方法	差替書面の特許庁に提出	Madrid e-Filing 上で記載内容を 修正して再提出。 (「send」 ボタン押下後、自動で 特許庁に提出されます)。
商標法第 6 8 条の 3 第 3 項に基づく通知	あり	なし ※WIPO 国際事務局に送付した 旨をメールで連絡。
WIPO からの欠陥通報 への応答方法 (Rule 12, 13)	意見書を作成して 書面で特許庁に提出	Madrid e-Filing 画面上で 応答内容を入力。 (「send」 ボタン押下後、自動 で特許庁に提出されます)。
WIPO からの欠陥通報 への応答方法 (Rule 12, 13 <u>以外</u>)	Contact Madrid 等を通じて WIPO 国際事務局に直接手続	Madrid e-Filing 画面上で 応答内容を入力。 (「send」 ボタン押下後、自動 で特許庁に提出されます)。

4. 国際登録出願を特定する番号の表示

- (1) 特許庁整理番号は、出願直後に通知しておりません。通常は方式審査等が完了し、国際事務局に国際登録出願(特許庁整理番号を記載済み)を送付する際に、お知らせします。ただし、提出された願書等に方式不備等がある場合には、上記写しの送付の前に手続補正指令書等に記載してお知らせします。
- (2) 特許庁整理番号又は国際登録番号を知り得る前は、提出する書類の国際登録出願の表示の欄には、その国際登録出願の提出日を「01/10/2024 提出の国際登録出願(基礎出願又は登録の番号)」のように記載してください。
また、国際登録出願の願書に出願人が「出願人の整理番号」を付した場合は、その番号についても記載してください。
- (3) 国際登録番号は、国際登録出願が国際事務局において国際登録された後に、国際事務局から送付される国際登録証明書に記載されます。
- (4) 国際登録出願の後にその出願に関して提出する手続書類には、「特許庁整理番号」又は「国際登録番号」を表示してください。